|  |  |
| --- | --- |
| 基本指針の目標 | 福祉施設から一般就労への移行等 |

資料1-1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画（Ｐ）→実施（Ｄ） | 目標値 | * 【平成29年度末までの目標値】 * ・福祉施設から一般就労への移行：**１,５００人** * ・就労移行支援事業の利用者数：**２,９７８人** * ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率：**就労移行率30％以上の事業所を全体の50％以上** * ・就労実績のない就労移行支援事業所：**ゼロ** * **・**就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額：**１３,９００円**   【目標達成に向けた考え方等】  ・福祉施設からの一般就労をはじめ、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを進める。  ・就労移行支援事業所と他の関係機関との連携を図り、訓練から就職、職場定着、離職後の再チャレンジまでの一貫した支援の流れを充実強化し、特に就労実績のない事業所を重点的に支援する。併せて、就労支援の知識や技術を有する人材を養成する。  ・全国最低水準の工賃の向上に向け、共同受注システムの安定的な運営を支援する。  【目標達成に向けた主な活動指標】  ・就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数（年平均）  ・障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数  ・公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数  ・障がい者トライアル雇用事業の開始者数  ・職場適応援助者による支援の対象者数  ・障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 | |
| 計画（Ｐ）→実施（Ｄ） | 目標値 | 【実績の推移】   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | H27 | H28 | H29 | | 福祉施設から一般就労への移行 | 目標 | 1,200人 | 1,350人 | 1,500人 | | 実績 | 1,213人 | 1,276人 | ●人 | | 実績 | | H27 | H28 | H29 | | 就労移行支援事業の利用者数  （平成29年3月の実績値） | 目標 | ― | ― | 2,978人 | | 実績 | 2,605人 | 2,799人 | ●人 | | 実績 | | H27 | H28 | H29 | | 就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所の割合 | 目標 | ― | ― | 50％ | | 実績 | 35.1％ | 36.4% | ●％ | | 実績 | | H27 | H28 | H29 | | 就労実績のない就労移行支援事業所 | 目標 | ― | ― | ゼロ | | 実績 | 64事業所 | 8１事業所 | ●事業所 | | 実績 | | H27 | H28 | H29 | | 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額 | 目標 | 11,534円 | 12,723円 | 13,900円 | | 実績 | 11,190円 | １1,203円 | ●円 | | |
| H２８年度 | | 評価（Ｃ） | 改善（Ａ） |
| 【目標を踏まえた評価】 | 【平成29年度における取組等】 |
| ①福祉施設から一般就労への移行状況  福祉施設から一般就労への移行については、前年度から増加（前年の1.04倍）。また平成27年度に就労移行支援事業所からの一般就労者の半年後の職場定着率も83.2％と、前年の81.3％よりも上昇している。（資料1-2 p.1）  また、一般就労者数を障がい種別ごとにみると、精神、発達障がい者が前年の1.12倍の748人となっており、他の障がいに比べても大きく増加している。（資料1-2 p.2、p.3） | 就労系サービスを行う事業所向けに大阪府就労移行支援事業所連絡会と共催で研修を実施、新設事業所に対する障がい者就労の理念徹底と、支援力の向上を図る。  また、精神、発達障がい者の職場定着支援を図るため、「精神障がい者の就労サポートカード」の改訂及び普及活動、「発達障がい者の就労サポートカード」の作成を行う。さらに、医療機関と福祉施設の連携・相互理解を深めるための取り組みを府内ハローワーク圏域で展開する。 |
| ②就労移行支援事業所の2極化  就労移行支援事業所の数は前年より31事業所増加しており、平成28年度中に新規開設した事業所は54事業所であった。就労移行率が3割以上の事業所は全体の36.4%と前年より増加しているものの、一方で就労実績のない事業所は81事業所、そのうち開設から1年以上経過している事業所は38事業所と、前年の31事業所から増加している。（資料1-2 p.4、p.5） | 2年連続で一般就労実績がない就労移行支援事業所に対しては、ヒアリングを通して意識啓発を図るとともに、府主催の研修や事業所連絡会への参加を促す。  　また、就労実績の高い就労移行支援事業所からアドバイスを受けることができるシステムづくりを検討する。 |
| H２８年度 | | 【目標を踏まえた評価】 | 【平成29年度における取組等】 |
| 平成28年度に事業所から退所した精神、発達障がい者のうち、43.6％が在宅へ戻る等の理由での退所となっており、利用するサービスの選択、事業所での支援の質に課題があると考えられる（資料1-2 p.6） | 精神、発達障がい者の特性に応じた支援を行うための体制づくりとして、就労を希望する方が適切なサービス選択を行うことができるよう、相談支援事業所と就労移行支援事業所の連携による就労アセスメントの強化方策を検討、進めていく。 |
| ③工賃実績の推移について  工賃の平均額については、新規事業所も増加する中で増額しているものの、同水準で推移すると仮定すると、平成29年度の目標値の達成は困難と予測される。（資料1-2 p.7） | 第5期障がい福祉計画では、就労継続支援B型事業所ごとに平成32年度までの目標工賃を設定していただき、事業所と連携して目標工賃の実現に向けた取り組みを展開する。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画（Ｐ）→実施（Ｄ） | 目標値 | ○主な活動指標の一覧   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | H27 | H28 | H29 | | 就労移行支援の利用者数  （年間の平均利用者数） | 見込 | 2,480人／月 | 2,817人／月 | 3,189人／月 | | 実績 | 2,804人／月 | 2,945人/月 | ●人／月 | | 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数 | 見込 | 1,200人 | 1,350人 | 1,500人 | | 実績 | 1,119人 | 1,276人 | ●人 | | 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数 | 見込 | 4,000件 | 4,500件 | 5,000件 | | 実績 | 1,321件 | 1,499件 | ●件 | | 障がい者トライアル雇用事業の開始者数 | 見込 | 600人 | 675人 | 750人 | | 実績 | 124人 | 167人 | ●人 | | 職場適応援助者による支援の対象者数 | 見込 | 240人 | 270人 | 300人 | | 実績 | 271人 | 351人 | ●人 | | 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数のうち福祉施設から一般就労へ移行した者 | 見込 | 60人 | 68人 | 75人 | | 実績 | 31人 | 49人 | ●人 | | |
| H２８年度 | | 評価（Ｃ） | 改善（Ａ） |
| 【活動指標を踏まえた評価】 |  |
| ・障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数は、一般就労者数が目標に届かなかったため、見込み量に達していない。  ・公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数及び障がい者トライアル雇用事業の開始者数については、見込み量との乖離が見られる。 | ・第5期障がい福祉計画では、国の基本指針踏まえ、新たな活動指標を設定する。  【参考：国の基本指針における活動指標設定】  ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導  ・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援  ・福祉施設から公共職業安定所への誘導 |
| ・委託訓練事業の受講者数のうち福祉施設から一般就労へ移行者数については、委託訓練自体の受講希望者の減少もあり、見込み量には達していない状況となっている。 | ・委託訓練事業の受講者の受講希望者の増加を図るため、就労系サービスへの訓練および制度についての説明（普及）を行う。 |